

令和 年 月 日

運輸局 運輸支局長 殿

住 所
氏名又は名称
代 表 者 名
連 絡 先

自家用自動車有償貸渡しに係る届出書

自家用自動車の貸渡しについて、下記のとおり変更 { する
した } のでお届けします。

記

1. 貸渡人の氏名又は名称及び住所

2. 変更事項 (該当番号を○印すること。)

1. 貸渡人の氏名又は名称	2. 貸渡人の住所	3. 法人の役員
4. 事務所の名称	5. 事務所の所在地	6. 事務所の新設・廃止
7. 貸渡料金	8. 貸渡約款	
9. レンタカー型カーシェアリングの実施・廃止 (レンタカー型カーシェアリングを初めて実施する、又は全てを廃止する場合)		
10. レンタカー型カーシェアリング(ワンウェイ方式)の実施・廃止 (ワンウェイ方式のレンタカー型カーシェアリングを初めて実施する、又は全てを廃止する場合)		
11. 配置車両のワンウェイ方式への移行・ワンウェイ方式の中止		

※レンタカー型カーシェアリング(ワンウェイ方式)に使用する車両については、「5. 確認事項」について記載のこと。

3. 変更事項の新旧(新設・役員増員は「新」欄のみ、役員減員・廃止は「旧」欄のみ記入。)

番号	新	旧

4. 変更年月日

令和 年 月 日

5. 確認事項

レンタカー型カーシェアリングを実施又は廃止する理由

配置車両のワンウェイ方式を中止する理由（該当するものに○）

- ・ ラウンドトリップ方式のレンタカー型カーシェアリング車両として使用するため
- ・ 一般のレンタカー車両として使用するため
- ・ その他（ ）

添付書類

1. 貸渡人の氏名または名称(添付書類なし)
2. 貸渡人の住所(添付書類なし)
3. 法人の役員：欠格事由に該当しない旨の宣誓書
4. 貸渡人の事務所の名称：許可書の写し（当支局管内で許可を受けていない場合）
5. 貸渡人の事務所の所在地：許可書の写し（当支局管内で許可を受けていない場合）
6. 事務所の新設・廃止：許可書の写し（当支局管内で許可を受けていない場合）
7. 貸渡料金：変更後の貸渡料金
8. 貸渡約款：変更後の貸渡約款
9. レンタカー型カーシェアリングの実施・廃止：
 - ①カーシェアリングに使用する自動車の車名及び型式
 - ②①の自動車の保管場所（デポジット）の所在地、配置図
 - ③②の保管場所を管理する事務所の所在地
 - ④IT等の活用により行う車両の貸渡し状況、整備状況等車両の状況の把握方法
 - ⑤車両、エンジンキー等の管理・貸し出し方法
 - ⑥会員規約又は契約書
10. レンタカー型カーシェアリング（ワンウェイ方式）の実施・廃止：
 - ①レンタカー型カーシェアリング（ワンウェイ）の実施に係る確約書
11. 配置車両のワンウェイ方式への移行・ワンウェイ方式の中止
 - ①事務所別車種別配置車両数一覧表

運輸局 運輸支局長 殿

宣 誓 書

- ① 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者。
- ② 一般旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は自家用自動車の有償貸渡しの許可の取消しを受け、取消しの日から2年を経過していない者。
- ③ 一般旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は自家用自動車の有償貸渡しの許可の取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に、事業又は貸渡しの廃止の届出をした者（当該事業又は貸渡しの廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から2年を経過していない者。
- ④ 一般旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は自家用自動車の有償貸渡しの監査が行われた日から許可の取消しの処分に係る聴聞決定予定日までの間に、事業又は貸渡しの廃止の届出をした者（当該事業又は貸渡しの廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から2年を経過していない者。
- ⑤ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合において、その法定代理人が前記①から④に該当する者。
- ⑥ 申請日前2年前以降において、自動車運送事業経営類似行為により処分を受けている者。

私は、以上の項目に該当しないものであることを宣誓致します。

令和 年 月 日

氏 名

運輸局 運輸支局長 殿

レンタカー型カーシェアリング（ワンウェイ方式）の実施に係る

確 約 書

私（当社）は、レンタカー型カーシェアリングを乗り捨て（ワンウェイ）方式により行うにあたり、貸渡自動車の配置事務所を

- ・ 自動車の保管場所の確保等に関する法律第2条第3号に定める「保管場所」として確保するとともに、
- ・ 道路運送車両法第7条第1項第5号に定める「使用の本拠の位置」とすることを確約します。

令和 年 月 日

住 所
氏名又は名称

事業用自動車等連絡書

		※	発行番号	第	号
この書類は、道路運送法、貨物利用運送事業法又は貨物自動車運送事業法による自動車運送事業、第二種利用運送事業の許可・事業計画変更の認可を受け、若しくは届出をしたもの、又は事業用自動車の代替であると確認したことを証するものである。			発行日	平成	年 月 日
			有効期限	発行の日から1ヶ月	

事業等の種別	旅客〔乗合（路線定期・その他）・貸切・ハイヤー・タクシー・特定〕 貨物〔一般・特定・軽・霊柩・第二種利用〕その他〔レンタカー・（ ）〕																			
使用者の名称 (事業者名)						所属営業所名														
使用者の住所 (事業者の住所)						使用の本拠の位置 (営業所の位置)														
使用・廃止の別	使用しようとする自動車										廃止(減車・まつ消等)する自動車									
自動車登録番号等 (車両番号)	※新自動車登録番号(車両番号)					※登録完了印・登録官印					旧自動車登録番号(車両番号)					※登録完了印・登録官印				
	[型式]新車の場合(諸元表の写しを提示)																			
	[車体番号]中古車の場合(車検証等の原本若しくは写しを提示)																			
① 自動車の年式			H		年式		① 自動車の年式		S	・	H		年式							
(旅客・貨物自動車とも)			乗車定員		人		(旅客・貨物自動車とも)			乗車定員		人								
② 旅客自動車			自動車の長さ		cm		② 旅客自動車			自動車の長さ		cm								
③ 貨物自動車			種別(普通・小型・けん引・被けん引・特種・軽)				③ 貨物自動車			種別(普通・小型・けん引・被けん引・特種・軽)										
			最大積載量		kg					最大積載量		kg								
事案発生理由		※ 新規許可・新規届出・譲渡譲受・合併・分割・相続・休止・廃止・取消し																		
		事業計画の変更[増車・減車・代替・営配・他支局管内への移動 (					運輸支局 →		運輸支局)]											
		使用者及び所有者の名称又は住所の変更・使用の本拠の位置のみの変更・自動車登録番号のみの変更・その他()																		
備考欄		※																		
確認印及び 担当官印	※ 確認印・担当官印					(注)	1. この連絡書は、再発行しないので、取扱いに注意して下さい。													
							2. 連絡書に必要な事項を記入の上、輸送部門(企画輸送部門)に提出して下さい。													
							3. 新たに使用する自動車が新車の場合は諸元表、中古車の場合は車検証(又は、一時抹消登録証明書、若しくは、登録識別情報等通知書)の原本若しくは写しを、提示して下さい。													
							4. 連絡書は、輸送部門(企画輸送部門)の確認を受けた後、登録関係書類に添えて登録部門(軽自動車にあっては軽自動車検査協会)に提出してください。													
							5. ※印欄は記入しないで下さい。													
輸送部門 (企画輸送部門)		発行元連絡先:					運輸支局 輸送部門(企画輸送部門) TEL — —													

事業用自動車等連絡書

※発行番号第号

発行日令和年月日

有効期限発行の日から1ヶ月

この書類は、道路運送法、貨物利用運送事業法又は貨物自動車運送事業法による自動車運送事業、第二種利用運送事業の許可・事業計画変更の認可を受け、若しくは届出をしたもの、又は事業用自動車の代替であると確認したことを証するものである。

事業等の種別	旅客〔乗合・貸切・ハイヤー・タクシー・特定〕貨物〔一般・特定・軽・霊柩・第二種利用〕その他〔レンタカー・（ ）〕			
使用者の名称 （事業者名）			所 属 営 業 所 名	
使用者の住所 （事業者の住所）			使用の本拠の位置 （営業所の位置）	
使用・廃止の別	使 用 し よ う と す る 自 動 車		廃 止（減車・まつ消等）する自動車	
自動車登録番号等 （車両番号）	※新自動車登録番号（車両番号）		※登録完了印・登録官印	
			※登録完了印・登録官印	
	[型式]新車の場合（諸元表の写しを提示）			
	[車体番号]中古車の場合（車検証等の原本若しくは写しを提示）			
	① 自動車の年式 …… S・H・R （旅客・貨物自動車とも） 乗車定員 人	年式	① 自動車の年式 …… S・H・R （旅客・貨物自動車とも） 乗車定員 人	年式
	② 旅客自動車 …… 自動車の長さ cm ③ 貨物自動車 …… 種別〔普通・小型・けん引・被けん引・特種・軽〕 最大積載量 kg		② 旅客自動車 …… 自動車の長さ cm ③ 貨物自動車 …… 種別〔普通・小型・けん引・被けん引・特種・軽〕 最大積載量 kg	
事業発生理由	※新規許可・新規届出・譲渡譲受・合併・分割・相続・休止・廃止・取消し 事業計画の変更[増車・減車・代替・営配・他支局管内への移動]（ 運輸支局 → 運輸支局） 使用者及び所有者の名称又は住所の変更・使用の本拠の位置のみの変更・自動車登録番号のみの変更（ ）			
備考欄	※			
確認印及び 担当官印	※確認印・担当官印		(注) 1. この連絡書は、再発行しないので、取扱いに注意して下さい。 2. 連絡書に必要な事項を記入の上、輸送部門(企画輸送部門)に提出して下さい。 3. 新たに使用する自動車が新車の場合は諸元表、中古車の場合は車検証(又は、一時抹消登録証 明書、若しくは、登録識別情報等通知書)の原本若しくは写しを、提示して下さい。 4. 連絡書は、輸送部門(企画輸送部門)の確認を受けた後、登録関係書類に添えて登録部門(軽 自動車にあっては軽自動車検査協会)に提出してください。 5. ※印欄は記入しないで下さい。	
輸送部門 （企画輸送部門）	発行元連絡先: 運輸支局 輸送部門(企画輸送部門) TEL - -			